

デサント健公告第 9 号
令和 8 年 2 月 19 日

被保険者各位

デサント健康保険組合
理事長 土橋 晃



任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条に規定する令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることになっており、下記のとおり決定しましたので公告いたします。

記

1. 平均標準報酬月額 : 330, 865 円
2. 標準報酬月額 : 340, 000 円(24 等級)
3. 適用年月日 : 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

以 上